

学界と立法府(その2): 新たな回路のために

小林信一 こばやし しんいち

科学技術イノベーション政策アナリスト

日本でも、国会と科学技術・イノベーション政策との間には密接な関係がある。議員立法による科学技術基本法、研究開発力強化法は、立法府が科学技術政策に影響力を行使する仕組みを作り出した。東日本大震災後に国会に独立の調査委員会として設置された、いわゆる国会事故調は、国会史上、画期的な機関であり、行政監視の可能性と専門家の参画の意義を具体的に示した。今日では、学界と立法府を結ぶ多様な回路が模索されている。

1. 国会と科学技術・イノベーション政策

1.1. 議員立法を通じた政策への関与

科学技術・イノベーション政策というと、もっぱら行政的課題のようだが、実は日本でも立法府と科学技術・イノベーション政策との関連は深い。今日の科学技術・イノベーション政策の根拠となる法律は、「科学技術基本法」(1995年公布)と「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(2008年。以下、研究開発力強化法)の2法であるが、ともに議員立法により成立した。

科学技術基本法は、科学技術振興に関して具体的な施策や制度を定める法律ではない。国会が立法を通じて、科学技術を政府が取り組むべき政策課題として位置づけ、その計画的実施を要請し、その結果を国会へフィードバックするという形で、間接的に科学技術政策の推進を図る法律である。政府は、法律の要請に従って、推進母体となる組織を設置し、基本計画を取りまとめ、それにもとづいて施策を推進することになる。このように、国会が先導して政策の推進を政府に促す法律の多

くは、「〇〇基本法」と呼ばれ、政府が立案する計画を「〇〇基本計画」と呼ぶ。科学技術基本法は、その後、各分野で類似の議員立法が続く契機となった。科学技術に関連するものだけでも、「ものづくり基盤技術振興基本法」(2000年)、「エネルギー政策基本法」(2002年)、「海洋基本法」(2007年)、「地理空間情報活用推進基本法」(2007年)、「宇宙基本法」(2008年)、「サイバーセキュリティ基本法」(2014年)などがある。

他方、研究開発力強化法は「基本法」ではないが、これも政府に政策の推進を要請する議員立法である。2008年の制定時に提示された政策的課題は、①科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の交流の促進等による研究開発等の推進基盤の強化、②競争的資金の活用による研究開発の競争の促進、③資源の柔軟かつ弾力的な配分、研究開発法人および大学等の研究開発能力の強化、適切な評価等による研究開発の効率的推進、などである。これらの宿題に関しては、3年後を目途に検証し、見直すこととされた。

2013年には同法が改正され、新たな政策課題が提示された。具体的には、①リサーチアドミニストレーター制度の確立、②労働契約法の特例(大学等および研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長)、③我が国および国民の安全に係る研究開発等に対する必要な資源の配分、④世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度の創設(のちの特定国立研究開発法人制度)などである。なお、③は大学における軍事研究実施の是非に関する議論の引き金となった。

研究開発力強化法の政府に対する要請は、「基本法」に比べて、個別的、具体的であり、数年ごとに法律が改正され、新たな宿題を政府に課すという仕掛けになっている。こうして、立法府は研究開発力強化法を媒介として、科学技術政策のあり方、改革の方向性に深く関わっているのである。

1.2. 生命倫理・医療系分野と立法府

立法府が科学技術に関わるのは、研究開発の促進の面だけではない。国会議員は国民の代弁者として、国民の意思を国政に反映させる役割を担っている。それが典型的に表れるのが、倫理観や医療に関わる問題である。

かつて脳死・臓器移植が国民的議論を巻き起こし、国政レベルの課題となったことがある。このために、脳死臨調(臨時脳死及び臓器移植調査会)が議員立法「臨時脳死及び臓器移植調査会設置法」(1989年)によって設置された。ただし、調査会は国会ではなく、総理府(当時)に置かれ、内閣総理大臣の諮問に答申する形をとった。1991年に最終答申が提出され、その後、議員立法により脳死・臓器移植に関する立法が目指されたが、合意に至るまでに長時間を要し、最終的には1997年に「臓器の移植に関する法律」が成立した。

その後、ライフサイエンスの急速な発展により、例えばヒト幹細胞の人工的作成やヒトゲノム・遺伝情報の個人情報としての保護など、伝統的な生命観では捉えきれない倫理的課題が多数登場した。しかし、「クローン技術規制法」(2000年。議員立法ではない)、個人情報保護に関しては法律的議論もあるが、ほとんどの倫理的課題は、審議会などにおける議論にもとづいて、行政指針として規制等を定める形になっており、法律による統制はほとんど行われていない。なお、生命倫理に関する基本的原則を法律として策定している国も珍しくない。そのため、日本でも生命倫理に関する基本法の制定を期待する専門家が少なくない。特に、生命・個人の尊厳と研究開発の推進をいかに両立させるかに関して、法的な明確化が期待されている。

一方、医療分野に関しては、議員立法が活発で

ある。「がん対策基本法」(2006年)、「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律」(再生医療推進法、2013年)、「アレルギー疾患対策基本法」(2014年)、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律」(2014年)など、医学研究の促進を図る法律が議員立法により成立している。医療分野は国民の期待も大きく、国民の代弁者たる国会議員がこれらの立法を促進することは、国民と政治をつなぐ回路として立法府が機能していることを示している。

2. 立法府と行政監視

2.1. 国会事故調

日本の国会も、科学技術政策や医学研究などの分野で、行政に対して政策の方向性を提示するなど、科学技術政策に積極的に関与している。とはいえ、行政に対して改革を要請する形での間接的関与であり、予算などの確保は行政に委ねている。米国の連邦議会ほど直截に政策に関与するわけではない。

そのようななかで、例外的存在となったのが、2011年3月11日に起きた東京電力福島第一原子力発電所事故の事故原因究明調査や提言を行うために国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)である。国会事故調は議員立法「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法」(2011年)を根拠として国会に設置されたもので、人員確保、財政措置に関しても、既存の定員などの枠外で確保することとされ、調査に際しては、資料提出の要求権が与えられ、両院の議院運営委員会の合同協議会に対して国政調査を要請する権限も与えられた。委員の身分保障もあり、非常に強い権限に裏付けられた委員会となった。また、両院議員は、党派的な立場から国会事故調を政治的に利用したり、政治的な影響を与えたりしてはならないこと、国会事故調は政治的中立性に欠けるとの疑念をもたれることのないよう留意すること、専門家による冷静、客観的かつ科学的

な、独立した徹底検証を行うことなどの原則が、国会側から提示された。国会事故調は「日本の憲政史上初めて国会に設置された独立した国民のための調査機関」と評された。

2012年7月に発表された同委員会の報告書は7つの提言を提示した。その最後の項目として、引き続き「原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として原子力臨時調査委員会(仮称)を設置する」とともに、「独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組み」を国会に構築することを提案した。原発事故の調査では、科学技術のみならず、科学技術と法制との関連などに関する専門的な補佐機能の充実が必要である。立法府の補佐機関としては、衆参の法制局、調査局・調査室、国立国会図書館(以下、国会図書館)が存在しているが、法制面での専門的補佐機能は比較的充実している一方で、科学技術を含む専門的な立法補佐機能が未成熟であることは否めない。この提言はいまだ実現していないが、日本でも立法府における調査や審議を専門的立場から補佐する仕組みの充実が必要になっている。

国会事故調報告書は7つの提言に続けて、「国会に対しこの提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗の状況を国民に公表することを期待する」とした。しかし、今日に至るまで国会では実施計画の検討すら行われていない。国会事故調は、自民党が下野し、民主党が中心の内閣が続いた時期に、閣議決定で設置された「東電福島原発事故調査・検証委員会」(政府事故調)を補完することを期待されて設置されたという面もあった。そのため、自民党が政権に復帰した後は、国会事故調の報告と提言の政治的重要性が低下したのかもしれない。もちろん、国会事故調が存在したことは歴史的事実であり、提言そのものは現在も生きており、提言への取り組みを求める声は今もある。少なくとも、国会事故調が学界と立法府の回路の可能性を具体的に示したことは記憶しておきたい。

2.2. 行政監視・行政評価

国会事故調は、東電福島原発事故と被害の原因などの調査を行うのみならず、これまでの原子力に関する政策の決定・経緯などについての調査を行い、「国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため」(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第1条)に設置された。つまり、国会事故調は立法府の行政監視を支援したのである。

行政監視あるいは行政評価とは何か。簡潔に言えば、国民の代表により構成される立法機関(国会、地方議会)が行政・地方行政を監視することである。行政監察や行政自身による政策評価も実施されているが、それらはあくまでも内部評価であり、自己点検にとどまる*1。こうした評価の仕組みがある中で、立法府による行政監視にはどのような意味があるのだろうか。

米国は大統領制であり、連邦議会と大統領府は対抗的關係にあるので、行政監視は連邦議会の本来の役割だと言える(もっとも、米国でも行政監視のために、政策評価の実施を法律に書き込んで、義務づけるようになったのは1960年代後半以降のことだと言われるが)。一方、日本は議院内閣制なので、衆参で与野党が逆転する、いわゆる「ねじれ」状態の場合を除いては、国会の多数派が内閣を構成する。当然ながら、与党は内閣の政策の実現を後押しする立場にあり、行政監視のインセンティブは働きにくい、形骸化するのではないかという指摘もある。議会の少数派は、行政監視のインセンティブを有するが、例えば行政監視のための強力な手段となる国政調査権は各委員会の合意、または衆議院・参議院における合意にもとづいて発動されるルールになっている(国会法第104条)ことから、少数派主導の行政監視の実現は難しい。

このような状況にある日本でも、行政監視が必要だと議論されたことがある。歴史的に日本の行政は、内閣主導というよりは官僚主導の性格が強

*1—このほか、会計検査院が三権から独立した検査機関として設置されており、近年は行政評価の観点からの検査も重視されている。

かった。中選挙区制の下で、いわゆる派閥政治が長く続き、与党内での首相の立場は必ずしも強くなく、それが官僚主導の行政運営の性格を強めたと言われる。官僚主導には、官僚と族議員との不透明な関係や官僚の暴走を招く隙を与える面もあった。1990年代には、官庁を舞台とする複数の贈収賄事件をはじめ、官僚の不祥事が続いた。そこで、橋本龍太郎内閣の時代に、官僚の暴走を止め、行政を統制する観点から、行政監視に注目が集まった。この気運が、官僚主導から政治主導への転換を目指した、いわゆる橋本行革へとつながった。橋本行革は、2001年の中央省庁再編と行政府内部における政治主導ともいべき官邸主導のトップダウンの体制を実現した。これが、今日の日本の行政府の骨格を形成している。

官僚主導の弊害と行政監視の必要性に関しては、国会でも盛んに取り上げられた。橋本政権を支えた自民党、社会民主党、新党さきがけの3党は、橋本行革と並行して、国会における国政調査、行政監視機能の充実のため、国会附属機関の設置なども視野に国会の組織・制度のあり方を検討した。最終的には附属機関の設置には至らず、委員会の改組とその所管に行政監視を明示するにとどまった(1998年に、衆議院は決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置。参議院は決算委員会とは別に行政監視委員会を設置)。衆議院では予備的調査の制度も併せて導入された。予備的調査は、委員会または40人以上の議員の要請にもとづき、衆議院の調査局、法制局に調査を行わせ、報告書を提出させる仕組みである。あくまでも予備的調査であり、国政調査権に比べると限界はあるとは言え、少数派が行政監視に取り組む手段が用意されたという点では画期的であった。こうして、日本の国会においても、行政監視が立法府の役割として位置づけられた。

なお、日本の法制度、行政制度には、立法府による行政監視を必要とする積極的理由もあるように思われる。それは、委任立法の問題である。そもそも日本の法体系では、法律で施策や制度の大枠を定め、政令、省令で詳細を規定することが多

い。これを委任立法という。このため、法律の改正時であれば、既存の政令、省令を含めて、国会で議論ができるが、新しい施策や制度の場合には、国会は具体的な内容がわからないまま、ほとんど白紙委任で法律を通し、その具体化を行政機関に委ねることになる。しかも、省庁に置かれ、施策や制度の実質的な検討を担った審議会の議事録は、1990年代までは公開されていなかった。そのため、なぜそのような施策や法案が登場したのかが、国民に十分には説明されないままに、国会で法案が審議されることも珍しくなかった。橋本行革の行政改革会議最終報告が審議会等の運営の透明性を確保するために議事録公開へ舵を切り、またパブリックコメントの導入も決まり、今日に至っている。しかし、委任立法による行政運営の根本は変わらない。政令、省令などにより具体化された施策や制度が、法律が想定した目的を達成しているのかなど、制度運用の実態の把握、妥当性を、国民に代わって検証する責任が立法府にはある。

2.3. 学界との関わり

立法府によって実施される行政監視は、国会事故調のように、行政府のみならず、ある意味では立法府からも独立して第三者的立場で事実を解明し、その事実にもとづく理性的な判断資料を議員に提供して審議の充実を図ることに意義がある。このため、米国では、連邦議会がナショナルアカデミーズその他の専門家団体に対して、専門的立場からの行政監視・行政評価を頻繁に委託する。アカデミーも専門性と根拠に裏付けられた調査を行い、その要請に応える。そこでは、参加する研究者個人の研究上の利害関係を離れて、国家の運営に対する研究者コミュニティの責任として専門的助言を行っているわけである。

日本はどうか。日本では、研究者は行政機関が設置する審議会などに専門家として参加することが多い。これはある種の科学助言による政策立案、政策遂行の支援であるが、科学技術政策に関わる分野では、科学助言者であると同時に利害関係者としての側面もあり、行政府と学界との関係は微

妙である。

日本にはアカデミー類似機関として日本学術会議がある。日本学術会議は学者の“国会”とも言われながら、厳然たる行政府の機関である。日本学術会議は内閣総理大臣が所管し、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」を目的としている。日本学術会議法は、政府との間の諮問、勧告は規定しているが、立法府との関係については規定していない。日本学術会議自身も過去に、立法府との連携について具体的なあり方を検討すると表明したことがあるが、研究者コミュニティと立法府との関係、さらには行政監視における役割に関しては決まりがつかない。このように、日本学術会議と国会との直接的関係がない点、行政監視機能もしくはその補佐機能をもたない点は、ナショナルアカデミーとは異なっている。

議院内閣制の日本と三権分立が明確で連邦議会の権限が強い米国では、統治の環境が異なっており、単純な比較はすべきではない。しかし、証拠にもとづく政策の立案や運営が重要性を増す時代には、施策や制度の事後評価を科学的、専門的に行い、次の政策へ生かすことが重要になる。行政府における科学助言のみならず、科学技術の専門性や科学技術者による立法支援活動もその必要性が高まると思われる。科学技術者がその専門性にもとづいて行政を支援する場合と立法府を支援する場合とでは違いがある。審議会等を通じて行政に対して助言する場合は、特定の施策の実現やその内容などが主要な対象になる。一方、立法府に対しては、行政の施策に囚われることなく、行政が見落としている論点や行政が採用しなかった政策的選択肢を含めて、専門的な立場から、俯瞰的、包括的に分析・評価し、信頼性の高い情報をバランスよく提供することで立法府の議論を促進することが望まれる。また、行政府自身が行う行政監察の対象がもっぱら行政機関のうち官僚機構が実施する政策にとどまることから、官邸主導・政治主導の時代には、官邸も対象に含む行政監視を立

法府が担う意義は大きく、科学技術者の支援が望まれる局面も出てくるだろう。

日本の学界は新しい社会的役割に対してどのように応えていくべきだろうか。研究者個人の利益を超えて、その専門性を国の運営に生かす回路をもつ米国の事例は、国の成り立ちがまったく異なるとは言え、日本でも検討すべき課題を示唆しているのではないだろうか。

3. 国会における科学技術分野の立法補佐機能

3.1. 衆参調査局・室と国会図書館調査局

日本の国会も立法支援のための組織や仕組みを有している。その中には、科学技術分野の立法補佐を担う組織もある。立法府における調査機能を担う組織としては、衆議院調査局、参議院調査室と国会図書館の「調査及び立法考査局」(以下、調査局)がある。衆議院事務局の調査局は、1999年に各委員会に対応して設置されている調査室を調査局として一体化したものである。参議院では、委員会に対応して調査室が設置されている(以下、調査局・室)。衆参の調査局・室は、歴史的経緯から委員長直轄の委員会スタッフとしての機能と委員会からの指示により調査を行う機能を有している。審議されている議案に関する調査、法案関連資料、審議経過資料などの作成や議員立法のための調査などを行う(議員立法に関しては衆参の法制局も立法補佐を担う)。当然ながら、与野党双方の指示にもとづいて調査を行うので、特定の政治的立場に沿った調査を行うことも少なくない。ただし、米国の委員会事務局のように、多数党、少数党で別々の事務局があるわけではないので、一人が異なる立場の調査を並行して実施することもありうる。

国会図書館は国会法にもとづき「議員の調査研究に資するため」に設置されている立法府の一機関であり、国会に対するサービスは調査局が所掌している。すなわち調査局は、衆議院・参議院・委員会・議員個人などからの要求にもとづく調査・資料提供(依頼調査)、要求を予測した自発的な

調査資料の議員らに対する提供(予測調査)を行う(議院・委員会・議員の必要を妨げない範囲で、行政・司法・マスメディアを含む一般公衆に対する調査・資料提供も行っている)。国会図書館の実施する調査・資料提供サービスには、衆参の調査局・室にはない特色がある。衆参の調査局・室の調査サービスがもっぱら委員会審議を念頭に置いたものであるのに対して、国会図書館調査局が担当する調査は議員の職務遂行に資するものであれば特段の制限はない。また、依頼調査にせよ予測調査にせよ、「資料の選択又は提出には党派的、官僚的偏見に捉われ」(傍点筆者)てはならない、「いかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない」(政策提言等の禁止)という制約がある(これらは国立国会図書館法によって規定されている)。「官僚的偏見に捉われることなく」は法律に登場する表現であるが、国会図書館による立法補佐活動の行政府からの独立を宣言するとともに、活動に対して強い規範を課している。

国会図書館で国会サービスを担う職員は183人(2015年度末)であり、決して十分な人的規模とは言えない。しかし、その背後には国会図書館として収集した文献資料・電子的資料やデータベースなどの膨大な知識ストックが存在しているのであり、それらを駆使して行われる立法補佐活動は、国会図書館創設以来70年にわたって知識ストックの構築に携わってきた“巨人の肩の上に乗る”活動である。2015年度の依頼調査の回答件数は4万1290件、予測調査は337件である。依頼調査の件数は、1995年から2003年にかけては2万ないし3万件であったが、その後は増加し、2005年度以降は毎年4万件前後の水準が続いている。予測調査は、月刊の『レファレンス』の論文、月刊の『外国の立法』の紹介論文・記事、不定期刊のモノグラフ『調査と情報』として発表される。また、長期的・横断的な課題に関しては、調査局横断的プロジェクトチームによる総合調査が実施され、その成果は不定期刊の『調査報告』などとして発表されている。これらは印刷物として国会関係者などに配布されるほか、電子版が国会図書館のウェブページに掲載され、すべての国

民に公開されている*2。

なお、議員の党派にかかわらず、議員個人として国会図書館に対して調査を要求できるので、議会の少数派が行政監視に取り組む上で必要になる調査を実質的に補っている面もある。もちろん、文献情報などの公開情報を根拠とする調査局の調査は、国政調査権のような強力な権限にもとづく調査とは比べるべくもないが、必要な情報の収集という観点から、行政監視・行政評価を補完する機能をもつと言えよう。

3.2. 国会図書館による科学技術プロジェクト

国会図書館調査局による調査は科学技術分野も対象である。以前から依頼調査や予測調査の一定割合は科学技術に関連するものである。国会図書館には自然科学系分野出身の調査員などが少なからず在籍し、これらの活動を支えている。この点は、科学技術分野の立法補佐活動を担う上でアドバンテージとなっている。

こうした背景から2000年代に入ると、国会図書館は科学技術面の立法補佐機能の強化に取り組み始めた。2004年度以降は、科学技術関連の法案制定や審議に資するために、科学技術政策上の課題に関する予測調査を強化した。調査局としても、科学技術に関する調査態勢の強化、外部の有識者・専門機関と連携した科学技術分野に係る重要な国政課題に関する調査の実施、海外の議会テクノロジーアセスメント動向の把握などにより、科学技術分野の立法補佐活動を強化する方針を打ち出した。この方針は2010年度に、調査局横断的なプロジェクトである「科学技術プロジェクト」(科学技術に関する調査プロジェクト)の発足、文教科

*2—これらの論文の存在は広く知られているとは言いなが、情報の宝庫である。学術論文とは異なるが、時事的テーマの背景や経緯の整理、特定のトピックに関する解説など、多分野の話題を取り上げ、引用などの根拠も明確なので、問題への入口としては便利である。もっとも国会図書館のウェブページに必要な論文を探すのは容易ではない。国立国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/>)に収録されているので、キーワードで検索した上で発行機関で絞り込むなどの工夫が必要である。

学技術課内への「科学技術室」の新設(室長のみ純増の小規模な組織だが)として結実した。

科学技術プロジェクトの報告書^{*3}の最大の特徴は、想定読者の第一が国会議員であること、同時に国民に対しても公開される点である。行政府の報告書の場合、特定の施策の実現を支持するための資料や提言を選択的に採録するという方式もありうるが、国会図書館の報告書であることから、特定の施策をサポートしたり、提言するものではない。むしろ、特段の専門的予備知識がなくても、当該分野の基礎から先端、さらに政治、経済、社会との関連性までを俯瞰的に理解できるように、わかりやすく記述し、論点や選択肢をバランスよく提示し、読者の判断を支援することを目指している。

3.3. 学界とのチャネルの拡大

科学技術プロジェクトの実施にあたっては、シンクタンクに調査を委託し、調査委員会を設置し、大学などの専門家に助言、論考執筆などをしてもらっている。科学技術プロジェクトの報告書は、専門家と国会議員とを媒介するものである。その意味で、科学技術プロジェクトは、学界と立法府をつなぐ新たな回路を開拓する取り組みでもある。

開始後しばらくは、毎年1テーマを取り上げて、包括的な報告書をまとめてきたが、機動力に欠け、大括りのテーマになりがちで、政策的課題の焦点がわかりにくくなるという弱点もあった。そこで段階的に調査方法の改革を進め、最終的には2017年度分から、外部、特に大学などの研究者の力を頼り、毎年3テーマを大学などの研究者チームに直接委託する方式にした。調査方法も文献資料などの根拠を重視し、専門家の観点から論点や課題を体系的に示す従来型の方式のほか、文献資料が十分に存在しない新興課題、潜在的課題に関して、専門家や利害関係者の創発的な議論に

より、課題を発掘し、課題の定式化を進めるような方式も試みられるようになった。加えて調査局でも独自に1テーマを実施するので、毎年4テーマを取り上げることになり、今後は調査対象にも調査方法にも幅が出てくるものと思われる。

複数テーマを実施することで、国会図書館と学界のパイプがこれまで以上に太くなることも期待される。そもそも国会図書館は学界と国会とを情報・知識を媒介として結びつけるという機能を果たしてきた。調査の一環として、調査局が専門家を招いて意見を聴取することはあるが、多くの場合、その場限りのゲストになってしまう。その上、ほとんどの研究者は、このような国会図書館の役割、科学技術と国会との関係を知ることはない。結果的に、国会図書館と学界、研究者との関係は出版された文献情報に偏り、人的ネットワークが極めて弱体なのである。

質のよい立法補佐活動は、科学技術分野に限らず、優れた研究者たちの活動の上に成り立つ。立法補佐活動に関心を寄せ、研究上の利害関係ではなく、衡平な立場から立法府に対して審議の根拠となる情報を提供し、ひいては国民のための議論を促進するという、学界と立法府の相互関係に関心を寄せ、支えてくれる研究者が増えることを期待したい。国会関係機関も、国会事故調の提言ほど明快ではないが、既存の制度的枠組みの中で、自助努力と工夫により、学界との関係強化を目指している。成果が出るまでには時間がかかるだろうが、立法府と学界の間の回路が確立することを期待したい。

なお、国会図書館調査局は、2016年にEuropean Parliament Technology Assessment Network (EPTA network)に準会員(欧州圏外のメンバー)として加盟した。テクノロジー・アセスメント(TA)は、歴史的には新興科学技術がもたらす利益だけでなく、そのリスクにも注目し、国民に当該科学技術の潜在的特性を知らせるための早期警報システムとして特徴づけられていた。その後、市民参加型のTA、技術開発と並行して実施されるTAなど、多様な展開をした。こうしたTAのうち、議会に

*3—過去の報告書は、NDL-OPAC(<https://ndlopac.ndl.go.jp/>)で「科学技術に関する調査プロジェクト」で検索すると一覧できる。報告書の論文本体は、国立国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/>)からダウンロードできる。

おける政策形成への貢献や補佐を目的とするものを、議会テクノロジー・アセスメント(議会 TA)と呼ぶ。前回紹介した OTA が有名であるが、現在は欧州を中心に多数の国が議会 TA 機関を有しており、他の地域にも広がっている。

調査局は、科学技術プロジェクトの実績をふまえ、EPTA と交流を進める中で、その活動が EPTA の議会 TA と大きく相違しない内容と質に到達したと認められたことから、アジア初の準加盟機関となった。EPTA 加盟により、調査局は今後、調査局による科学技術分野の立法補佐活動に関する国際的認知を高めるとともに議会 TA の日本国内の情報拠点(クリアリングハウス)となり、加盟各国との情報交換・交流を通じて調査能力の向上と人的ネットワークの拡充を図り、アジアでリーダーシップを発揮することを目標としている。

4. 発展しつつある回路

国会図書館というと司書が仕事をしている機関だと思われがちであるが、最近では、調査局での仕事を希望して就職する若者もいる。中には公共政策、科学技術・イノベーション政策に関心を寄せる者、自然科学分野の経験をもつ者もあり、力強い限りである。もちろん、内部の調査員だけでは力量不足は否めないが、非常勤の調査員(ジュニアレベル)、客員調査員(シニアレベル)を迎えて態勢を強化している。また、科学技術プロジェクトを通じて、学界、研究者グループとの交流の拡大も図っている。

このように、国会と学界をつなぐ回路はまだまだ脆弱だが、徐々にその拡大、多様化が進められている。立法府は独自に財源をもたず、また国全体の財政緊縮の影響を受ける。その上、立法府の決定にもとづいて運営されるため、行政府ほど機動的ではない。しかし、そのような中でも、科学技術分野の立法補佐活動、学界との協力関係は少しずつ歩を進めている。学界の協力と支援があれば、現状の仕組みの中でも、いっそうの発展が期待できる。なお、立法府と学界をつなぐ最大の回路は、

研究者たちが生産する論文などである。学界の立法府に対する貢献は研究者たちの膨大な研究成果の上に成り立つことはいうまでもない。そのためにも、質のよい研究を進めることが、学界と立法府との健全な関係の前提条件である。その上で、新たに発展しつつある回路への参画や、行政監視や行政評価の観点からの政策研究、学界活動を期待したい。

参考文献

- 小林信一「なぜ国立国会図書館で「科学技術プロジェクト」なのか?」『国立国会図書館月報』642号, 2014. 9, pp. 4-10. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8748136_po_geppo1409.pdf?contentNo=1>
- 小林信一・榎孝浩「国会図書館における科学技術イノベーション調査と立法補佐」『研究・技術計画学会年次学術大会講演要旨集』30号, 2015, pp. 584-7. <<http://hdl.handle.net/10119/13345>>
- 遠藤真弘「欧州における議会向け科学技術調査」『調査と情報』No. 975, 2017. 9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10953005_po_0975.pdf?contentNo=1>

小林信一 こばやし しんいち

1956年生まれ。1986年筑波大学社会学部工学研究科博士課程満期退学。同年東京工業大学工学部助手。文教大学国際学部講師、電気通信大学情報システム学研究所助教、文科省科学技術政策研究所総括主任研究官(併任)、筑波大学大学研究センター助教授、同ビジネス科学研究科教授などを経て、国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員。2017年3月定年退職。専門は科学技術政策、高等教育政策、科学技術論など。国会図書館時代に執筆した立法補佐レポートは、国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/>)から入手可(氏名で検索の後、国立国会図書館刊行物に絞り込み)。